

1. 憲法を否定し戦争が出来る国をめざす安倍政権

安倍内閣は昨年末、多くの国民の反対の声を押し切り特定秘密保護法案を強行採決しました。今後さらに、憲法改正、集団的自衛権の行使、武器輸出三原則の改悪など戦争が出来る国に変えていこうとしています。また、NHK人事にみられるようにマスコミを政府の情報発信の場として利用して行こうとしています。教育の分野でも、首長の権限強化や、道徳の教科化などが進められており、教育内容や子どもたちの内面に対する統制が強められようとしています。そして、消費税増税、社会保障費の削減、原発再稼働・輸出、TPP（環太平洋連携協定）への参加などの構造改革路線を一層進めようとしています。

2. ますます広がる貧困と格差

- ・4月から消費税が8%になりました。“社会保障の充実のために”を口実に増税したにもかかわらず、社会保障はむしろ削減の内容ばかりです。一部大企業では若干の賃上げが行われるようですが、多くの労働者の賃金は下がり続けています（1997年から2014年の間に平均年収は446万円から377万円に減少）。中小企業や個人商店は、消費の冷え込みと消費税引上げ分を単価や価格に転嫁することができない場合もあり、事業が存続していくのか危機感が広がっています。一方で安倍内閣は、復興特別法人税は1年前倒しで廃止し今は法人税減税に意欲的です。
- ・労働者派遣法の改正により、派遣期間の規制がなくなり非正規雇用者がさらに増加することが懸念されます。すでに年収200万円以下は1,090万人、非正規雇用者は37.6%となっており、今後国民の貧困と格差がさらに拡大することになります。

3. 社会保障制度の改悪について

1) 社会保障制度について

- ・政府は「社会保障制度改革推進法」（2012年8月）で、これから社会保障の基本的な理念を「自己責任」に変えました。そして、「安定財源を確保しつつ受益と負担の均衡がとれた持続可能な制度を確立」するとして、消費税を財源に充てることとしています。
- ・政府は「社会福祉法人の在り方に関する検討会」を設置し、今後の社会福祉事業における法人としての役割、経営の在り方についての見直しを議論しています。

社会福祉法人については、「経営の合理化、近代化が必要であり、大規模化や複数法人の連携を推進していく必要がある」「非課税扱いとされているにふさわしい、国家や地域への貢献が求められている」と、法人規模の拡大と地域貢献を求めています。

2) 各分野の状況について

- ・生活保護の抑制と削減など制度の見直しなどが行われています。生活保護は憲法25条生存権を体現し保障したものです。すべての社会保障の算定基礎となるため、その引き下げは社会保障全体への引き下げになります。引き下げ額は過去最大、しかも不当な計算をしてはじき出した数字です。立ち上がった全国一万人の不服審査請求が、4月に行われた第二回目の引き下げ額を圧縮させたことを、運動の成果として共有しましょう。生活困窮者自立支援法は、相談支援事業では人材派遣会社などの民間委託が可能であることや、就労支援では最低賃金の保障もない「中間的就労」を押しつけ一般労働者の雇用の質の引き下げにも繋がる大問題です。
- ・「入院から在宅」へと、病院ベッドが大幅に削減されようとしています。4月から70歳～74歳の医療費窓口負担が1割から2割に増えました。

- ・先だって公表された特養待機者数は5年間で10万人増の52万4000人でした。4年間、待機者の調査すらせずに適切な対策を怠ってきた政府の責任は重大です。にもかかわらず、国会では、医療と介護に係わる法案を一括審議し制度改悪を進めようとしています。大変乱暴なやり方です。介護分野では、全体の約4分の1にあたる150万人もの「要支援」の人達を介護保険から切り離し、地方自治体に押付けようとしています。愛知県社会保障推進協議会の緊急調査によれば、愛知県では、丸投げされる市町村は、「受け皿」となるNPOやボランティア組織の体制や事業内容が整わない、財政的裏付けが不十分などから、「実施可能」回答は54中4自治体に過ぎず、また多くは「市町村格差」についての懸念を表明しています。40歳から64歳の人の保険料負担が増えました（月額307円増えて5,273円に）。
- ・介護や福祉で働く職員の待遇改善は、“賃上げ6割止まり”と進んでおらず、今国会で野党6党が共同で介護・障害福祉従事者的人材確保を求める特別措置法案を提出しました。しかし安倍政権は、介護に海外労働力の活用を打ち出しました。低賃金の固定化が懸念されます。
- ・障害者権利条約が批准されましたが、差別や虐待の問題など条約の趣旨からは程遠いのが実態です。障害者が65歳になると福祉サービスが打切られ、介護保険の利用が優先されてしまいます。その結果、サービスが無料から1割負担になります。これに対して全国で訴訟を起こしてたたかう運動が広がっています。（愛知県でも舟橋一男さんが訴訟を決意しています）
- ・年金は支給率が0.7%減額され、国民年金が平均475円減額、厚生年金は夫婦2人で月額1,666円減額されます。
- ・保育分野では、新制度移行（実施は2015年4月）に向けて自治体へ、一部政省令案が示されたようです。政府は、新制度移行により待機児童対策と保育の質の改善が図れると強調してきましたが、予算不足で質の改善は先送りとなりました。

制度案当初は、学童保育での最低基準が確立することを評価していましたが、人員配置では実質規制緩和もあり、職員の研修や待遇についても何も基準が出されていません。

乳幼児期の保育については、貧富の差など家庭の経済状況に左右されずに、全ての子どもの発達及び生活を等しく保障するために、児童福祉法24条1項に市町村の保育実施責任が規定され、市町村、都道府県、国が積極的に児童福祉保障の責任を果たすシステムとして確立してきました。しかし、認定こども園、小規模保育事業などは直接契約であり、市町村の保育実施責任は位置づけられていません。新制度の狙いは市町村による保育の実施責任をなくし、保育の市場化・産業化を促進していくとするものです。

新システム反対の運動によって、児童福祉法24条1項が復活し保育所はこれまでどおり市町村が実施責任を負う施設です。公立も民間も保育所として残し、最低基準、各種補助金、保育料などについてこれまでの水準を下回らないよう要望していく必要があります。

4. 「福祉は権利」の共同運動を広げよう

平和を守る取り組み、社会保障制度の改悪反対、貧困と格差をなくすことは繋がっている課題です。私たち一人ひとりが民主主義と立憲主義の理解を深め、憲法を暮らしに活かしていくことが大切です。分野と立場を超えて、制度の隙間に落ちている問題も取り上げ、「福祉は権利」を実現するために共同運動を広げて行きます。